

役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人林台福社会(以下「法人」という。)の役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬及び実費弁償費・記念品について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける金銭の給付をいう。
- (3) 実費弁償費とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む。)をいい、前号の報酬とは明確に区分されるものとする。
- (4) 記念品とは、役員及び評議員、評議員選任・解任委員が退任される際に贈呈する記念品(商品券)をいう。

(報酬)

第3条 定款第8条及び定款第21条に規定された、役員及び評議員の報酬については支給しない。但し、専任非常勤理事長の報酬については、別表Ⅰ「報酬支給基準」のとおり支給する。

- (1) 報酬及び費用の支給については、毎月末日に締め切り、翌月25日とする。ただし、支給日が休日にあたる時は、その前日に繰り上げて支給する。
- (2) 報酬及び費用は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- (4) 職務の遂行にあたって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。
- (5) 職務のため出張をした時は、旅費規定に基づき、旅費を支給する。

(実費弁償費)

第4条 役員及び評議員が法人業務の運営のために業務にあたった場合は、別表Ⅱにより実費弁償費を支払うことができる。

- 2 実費弁償費については、予算の範囲内で支給することができる。

(記念品)

第5条 役員及び評議員、評議員選任・解任委員が退任される際に、別表Ⅲにより記念品(商品券)を贈呈することができる。

(改正)

第6条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年12月19日（評議員会の決議日）から施行する。
- 2 この規程は、令和元年12月21日（評議員会の決議日）から施行する。
- 3 この規程は、令和2年6月16日（評議員会の決議日）から施行する。

別表Ⅰ「報酬支給基準」

1ヶ月合計勤務時間	支給金額	1ヶ月合計勤務時間	支給金額
10時間～20時間	25,000円	61時間～70時間	87,500円
21時間～30時間	37,500円	71時間～80時間	100,000円
31時間～40時間	50,000円	81時間～90時間	112,500円
41時間～50時間	62,500円	91時間～100時間	125,000円
51時間～60時間	75,000円	101時間～110時間	137,500円

別表Ⅱ（第4条関係）

役 職	単 位	実費弁償費
理 事	日 額	4,000円
監 事	日 額	4,000円
評 議 員	日 額	4,000円
評議員選任・解任委員	日 額	4,000円

別表Ⅲ（第5条関係）

在任年数	金額（商品券）
1年～10年	10,000円
11年～20年	30,000円
21年以上	50,000円